

定 款

株式会社 豊田自動織機

株式会社 豊田自動織機 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社豊田自動織機と称する。
英文では、TOYOTA INDUSTRIES CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 繊維機械およびその部分品の製造・販売・賃貸・修理
- (2) 産業用運搬車両および建設機械ならびにそれらの部分品の製造・販売・賃貸・修理
- (3) 自動車、船舶、航空機およびその他の輸送用機器ならびにそれらの部分品の製造・販売・賃貸・修理
- (4) その他の一般機械器具およびその部分品の製造・販売・賃貸・修理
- (5) 計測機器、制御機器等の電子応用機器および通信機器ならびにそれらの部分品の製造・販売・賃貸・修理
- (6) 鋳造品ならびにセラミックス、合成樹脂、炭素繊維等の素材品の製造・販売
- (7) 建築工事・土木工事・電気工事・機械器具設置工事およびそれらの付帯工事に関する企画・設計・施工・監理・請負
- (8) 情報処理・情報通信・情報提供に関するサービスおよびソフトウェアの開発・販売・賃貸
- (9) 陸上運送業、荷役業、倉庫業、旅行業および貨物運送取扱業
- (10) 商工業デザインの企画・設計業、印刷業、広告宣伝業、機械器具賃貸業、警備業および産業廃棄物処理業
- (11) スポーツ・宿泊・教育・駐車場・飲食・売店等の施設の運営・管理
- (12) 不動産の売買・賃貸借・管理
- (13) 損害保険代理店業、生命保険募集に関する業務、金融業および労働者派遣事業
- (14) 前各号に関するエンジニアリング・コンサルティング・発明研究およびその利用
- (15) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を愛知県刈谷市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。
ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞および中日新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、11億株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増し)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下買増しという）を当社に請求することができる。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (3) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りならびに単元未満株式の買増しその他株式または新株予約権に関する事項は、この定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項その他定款に定めのある場合のほか、必要がある場合は、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。

2. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、取締役会長または取締役社長がこれにあたる。

取締役会長および取締役社長が、いずれも欠員またはさしつかえあるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、議決権を行使することができる当社の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議事録)

第18条 株主総会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、これを10年間本店に備え置く。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の数)

第20条 当社の取締役は、20名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。

2. 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の現任者の任期と同時に終了する。

(取締役の報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下報酬等という)は、株主総会の決議によって定める。

(代表取締役および役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって、当社を代表する取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副会長および取締役副社長各若干名を選定することができる。

(名誉会長および相談役)

第25条 取締役会は、その決議によって、名誉会長および相談役を置くことができる。

(取締役会)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の2日前に各取締役および各監査役に発するものとする。ただし、緊急の場合には、この日数を短縮することができる。

2. 当社は、取締役(議決に加わることができる者に限る)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。
3. 前二項のほか、取締役会の運営については、取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む)の同法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第28条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の数)

第29条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。

2. 補欠のため選任された監査役の任期は、前任者の任期と同時に終了する。

(監査役の報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(常勤監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。

(監査役会)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の2日前に各監査役に発するものとする。ただし、緊急の場合には、この日数を短縮することができる。

2. 前項のほか、監査役会の運営については、監査役会で定める監査役会規則による。

(監査役の責任免除)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む)の同法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第36条 当社は、会計監査人を置く。

第7章 計 算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第38条 当会社は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載もしくは記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当をする。

2. 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日最終の株主名簿に記載もしくは記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。
3. 当会社は、前二項のほか、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

(剰余金の配当の支払免除および利息)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れる。

2. 剰余金の配当には、利息をつけない。

附則

第1条 定款第14条(株主総会参考書類等のみなし提供)の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下施行日という)から効力を生ずるものとする。

第2条 前条の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(株主総会参考書類等のみなし提供)はなお効力を有する。

第3条 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上